

平成九年三月環境庁告示第十号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）の一部を改正する件 新旧対照条文  
 ○平成九年三月環境庁告示第十号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表

項目	基準値	測定方法
(略)	(略)	(略)
<u>クロロエチレン</u> （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

別表

項目	基準値	測定方法
(略)	(略)	(略)
<u>塩化ビニルモノマー</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

付表

--

付表

--

## クロロエチレンの測定方法

第1 (略)

1 試薬  
(略)

(3) 塩化ビニル標準ガス

純度99%以上のクロロエチレンを含むもの

(略)

備考

(削る)

1 第1の方法は、規格K0125の「5.1パージ・トラップ

ーガスクロマトグラフ質量分析法」に規定された方法に基づいており、ジクロロメタンやベンゼン等の塩化ビニル以外の揮発性有機化合物の標準物質及び必要な内標準物質（フルオロベンゼン、4-ブromoフルオロベンゼン等）を追加し、塩化ビニルの揮発性の高さに留意した試験操作を行うことで同時分析が可能である。

2 第2の方法は、日本工業規格K0125の「5.2ヘッド

スピースーガスクロマトグラフ質量分析法」に規定された方法に基づいており、ジクロロメタンやベンゼン等の塩化ビニル以外の揮発性有機化合物の標準物質及び必要な内標準物質（フルオロベンゼン、4

## 塩化ビニルモノマーの測定方法

第1 (略)

1 試薬  
(略)

(3) 塩化ビニル標準ガス

純度99%以上の塩化ビニルモノマーを含むもの

(略)

備考

1 この測定方法の対象項目は、塩化ビニルモノマーである。一般に「塩化ビニル樹脂」が「塩化ビニル」と表記されることがあるため、これと明確に区別することとした。

2 第1の方法は、規格K0125の「5.1パージ・トラップ

ーガスクロマトグラフ質量分析法」に規定された方法に基づいており、ジクロロメタンやベンゼン等の塩化ビニル以外の揮発性有機化合物の標準物質及び必要な内標準物質（フルオロベンゼン、4-ブromoフルオロベンゼン等）を追加し、塩化ビニルの揮発性の高さに留意した試験操作を行うことで同時分析が可能である。

3 第2の方法は、日本工業規格K0125の「5.2ヘッド

スピースーガスクロマトグラフ質量分析法」に規定された方法に基づいており、ジクロロメタンやベンゼン等の塩化ビニル以外の揮発性有機化合物の標準物質及び必要な内標準物質（フルオロベンゼン、4

ーゾロモナルオロベンゼン等)を追加し、塩化ビニルの揮発性の高さに留意した試験方法を行うことで同時分析が可能である(ただし、水によく混和し、水からの揮発性の低い1, 4-ジオキサソンは除く)。

3 これらの測定法の定量下限Lは、いずれも $\mu$ 5.1 $\mu$ g/Lである。

4 ここに示す商品は、これらの測定法使用者の便宜のために、一般に入手できるものとして例示したが、これらを推奨するものではない。これと同等以上の品質、性能のものを用いてもよい。

5 この測定方法における用語の定義その他この測定方法に定めのない事項については、規格に定めるところによる。

ーゾロモナルオロベンゼン等)を追加し、塩化ビニルの揮発性の高さに留意した試験方法を行うことで同時分析が可能である(ただし、水によく混和し、水からの揮発性の低い1, 4-ジオキサソンは除く)。

4 これらの測定法の定量下限Lは、いずれも $\mu$ 5.1 $\mu$ g/Lである。

5 ここに示す商品は、これらの測定法使用者の便宜のために、一般に入手できるものとして例示したが、これらを推奨するものではない。これと同等以上の品質、性能のものを用いてもよい。

6 この測定方法における用語の定義その他この測定方法に定めのない事項については、規格に定めるところによる。